

各 教育・保育施設等 設置者 様

こども青少年局保育・教育運営課長

水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画及び概要版作成の依頼と説明会の開催について
(お知らせ)

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、水防法又は土砂災害防止法に基づき、横浜市防災計画「資料編」において「浸水想定区域※1」又は「土砂災害警戒区域※2」内に所在する要援護者施設について、その名称及び所在地を定めています。この施設の所有者又は管理者は、同法に基づいて避難等に関する計画を作成し、市長へ報告することが義務付けられています。また、市長は、正当な理由なくその指示に従わず計画を作成しない場合、その旨を公表することができるとしています。

これを踏まえ、各警戒区域内の施設の実態調査を実施した結果、貴施設が上記の対象施設に該当しております。つきましては、平成 31 年 1 月 31 日 (木) までに作成、報告をお願いします。

なお、対象となる施設の所有者又は管理者の皆様に対し、計画作成等に係る説明会を、次のとおり開催しますので御参加くださいますようお願いいたします。

1 説明会実施日時

(1) 実施日

- ア 平成 30 年 12 月 17 日 (月) 午前の部、午後の部
- イ 平成 30 年 12 月 18 日 (火) 午前の部のみ
- ウ 平成 30 年 12 月 19 日 (水) 午前の部、午後の部

(2) 実施時間

- ア 午前の部：10 時 00 分から 11 時 30 分まで (開場：9 時 30 分)
- イ 午後の部：14 時 00 分から 15 時 30 分まで (開場：13 時 30 分)

※ 3 日間で計 5 回実施し、いずれも同内容です

2 説明会会場

横浜市市役所 中区港町 1-1

市庁舎 5 階関係機関執務室 (右図①番の 5 階です)

JR 根岸線関内駅から徒歩 1 分

横浜市営地下鉄関内駅から徒歩 3 分

連絡先 総務局危機対処計画課 TEL：045-671-4359



3 説明会内容

- (1) 災害リスク（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）について
- (2) 水防法、土砂災害防止法について
- (3) 計画に定める事項の説明
- (4) 気象情報等の入手について
- (5) 個別相談

4 説明会への参加方法

本説明会は事前の参加申込みが必要です。

下記 URL または二次元コードの申込みフォームより 平成 30 年 12 月 7 日（金） までに申込みを行ってください。

なお、来場の際は、原則、公共交通機関をご利用ください。

【申込み URL】

パソコン用：

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1541568719395>

スマートフォン用：

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/sform.do?id=1541568719395>

※ 席に限りがございますので、原則 1 施設 1 名の申込みをお願いいたします。

【申込み二次元コード】



5 避難確保計画及び概要版の作成依頼

- (1) 避難確保計画の作成、提出（提出先：各区総務課）

以下 URL より「横浜市要援護者施設の避難確保計画作成マニュアル」をご覧くださいので、ご参照ください。

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/hinannkakuhokeikaku/20180313141643.html>】

※ 1 浸水想定区域：河川の洪水、高潮及び下水道からの氾濫により、浸水が想定される区域

※ 2 土砂災害警戒区域：斜面の崩壊等が発生した場合に市民の生命に危険が生じるおそれのある区域

- (2) 施設掲示用避難確保計画概要版の作成、提出

（提出先：こども青少年局保育・教育運営課運営指導係）

以下 URL より「施設掲示用避難確保計画概要版」のひな形をご覧くださいので、ご参照ください。

横浜市 HP > 子ども・子育て支援新制度 > 事業者の皆さまへ > 横浜市からの通知・お知らせ

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/oshirase/20171110105202.html>】

- (3) 避難確保計画に基づく訓練の実施

【施設掲示用避難確保計画概要版の掲載ページ】

横浜市
横浜市こども青少年局

この場所は：こども青少年局トップ > 子ども・子育て支援新制度 > 事業者の方へ

横浜市 子ども・子育て支援新制度

事業者の皆さまへ

このページでは、事業者の皆さま向けの情報を、随時更新してお知らせしていきます。

横浜市からの通知・お知らせ
横浜市から施設あてのお知らせを随時掲載します。

「請求事務について」のページはこちら
新制度の請求事務に関する情報や様式を随時掲載しています。

「平成29年度給付対象施設・事業 要綱・様式」のページはこちら
休日保育・一時保育・障害児等保育・事故報告書・感染症報告書について掲載しています。

「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について」のページはこちら

施設・事業別インデックス

- 認定こども園の運営者の方
- 幼稚園の運営者の方
- 認可保育所の運営者の方
- 横浜保育室の運営者の方
- 家庭的保育の運営者の方
- 事業所内保育の運営者の方
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ）の運営主体の方

横浜市
横浜市こども青少年局

この場所は：こども青少年局トップ > 子ども・子育て支援新制度 > 事業者の方へ > 横浜市からの通知・お知らせ

横浜市 子ども・子育て支援新制度

横浜市から施設へのお知らせ

こちらページでは、横浜市から施設あてのお知らせを随時更新してお知らせしています。

平成30年度

日付	通知
11月	避難確保計画及び概要版作成依頼、説明会開催通知
20日	※すべての施設・事業所に送付しているわけではありません。

<概要版>

- [施設掲示用避難確保計画概要（浸水）](#)
- [施設掲示用避難確保計画概要（土砂）](#)
- [施設掲示用避難確保計画概要 記載方法（浸水）](#)
- [施設掲示用避難確保計画概要 記載方法（土砂）](#)

<避難確保計画>

【概要版について】

こども青少年局 保育・教育運営課
運営指導係

電話 045-671-3564

FAX 045-664-5479

kd-uneishidou@city.yokohama.jp

【計画の内容について】

総務局危機対処計画課

電話：045-671-4359

FAX：045-641-1677